

## 苫小牧市福祉事業協会保育ボランティア受入要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、保育園におけるボランティアの受入れに関し、必要な事項を定めることにより、保育環境の充実及び地域との交流の促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 ボランティアとは、地域住民として子育て支援に参画するため、自らの自由意思に基づき、自らが持つ知識及び知能等は無償で提供する者をいう。

### (活動内容)

第3条 ボランティアは、次の各号に掲げる保育等の支援活動を行うものとする。

- (1) 給食の配膳及び保育の実施の補助等に関すること。
- (2) レクリエーション指導等に関すること。
- (3) 施設内外の清掃、整備の手伝等に関すること。

### (遵守事項)

第4条 ボランティアは、前条に規定する活動を行うに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 保育園の職員の指示に従うこと。
- (2) 保育園の利用者に対し、公平かつ平等に接し、利用の妨げになるような行為を行わないこと。
- (3) 保育園の利用者から利益を享受しないこと。
- (4) 政治、宗教若しくは営利に関する活動等を行わないこと。
- (5) 活動中に知り得た個人情報等を漏らさないこと。なお、第6条に規定する登録を抹消した後も同様とする。

### (登録等)

第5条 ボランティアは、ボランティア活動を希望する保育園（以下、「受入園」という。）の園長を経由し、苫小牧市福祉事業協会保育ボランティア登録カード（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、登録カードの活動内容等を確認の上、受入園での受入れに支障がないと認められるときは、ボランティアとして登録することができる。
- 3 登録の期間は、登録された年の年度末までとする。ただし、次条第1号に規定する抹消届の提出がない場合は、登録を継続することができる。

### (登録の抹消)

第6条 理事長は、ボランティアが、次のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 苫小牧市福祉事業協会保育ボランティア登録抹消届（様式第2号）が提出されたとき。
- (2) ボランティアが第4条に規定する事項を遵守できないと認められるとき。
- (3) 登録カードに虚偽の記載があったとき。
- (4) ボランティアの活動内容が、保育園の業務に支障をきたすと認められるとき。

(活動への協力)

第7条 受入園の園長は、ボランティアの活動に対し、次の各号に掲げる協力を行うものとする。

- (1) ボランティア活動に必要な助言及び相談
- (2) 活動場所の提供
- (3) その他、園長が特に協力が必要と認めること。

(報酬等)

第8条 ボランティアに対する報酬、交通費等は、支給しないものとする。

(実費負担)

第9条 受入園の園長は、ボランティアの活動に際し食事の提供を行ったときは、ボランティアから給食原材料費相当額の負担を求めることができる。

(事故の補償)

第10条 ボランティア活動中の事故に対する補償は、本法人が加入する保険の範囲内で行うこととする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。